## 確認申請の前に、関係部署の持ちまわりをお願いします。

申請する物件に該当する項目の担当部署をすべて訪れて、審議カードに必要事項を記入してもらってください。 なお、網がけの項目 については、許可等の状況が分かるものの写しを正・副本に添付すれば持ちまわり不要となる場合が あります。ご不明な点は審査担当者にお問い合わせください。

## 1 申請する物件は、どのような建築物ですか?

主要用途	担当部署	予防課	津久井下水道事務所下水道保全課	建築政策課	環境保全課	各環境事業所	産業・雇用対策課	◎道路	$\Rightarrow$
専用住宅		•	•	•		☆		•	
兼用住宅	住宅面積が50㎡以下	•	•	•	•	☆		•	
	住宅面積が50㎡超える	•	•	•	•	☆		•	
長屋・共同住宅・寄宿舎・下宿		•	•	•	•	•		•	
商業施設		•	•	•	•		0	•	
その他				•				•	

- ☆建売住宅等で同一又は近隣の地番に5戸以上申請する場合 (申請場所を所管する環境事業所等を、窓口にてご確認ください。) ※開発許可を受けている場合、持ちまわり不要
- 〇店舗面積が1, OOO㎡超の場合
- ◎道路に関わる担当部署については右の表を参照
- ・仮使用の場合、持ちまわり先を審査担当にご確認ください。

◎道路 申請敷地の場所、状況		担当部署	
公道に接道	中央区	中央土木事務所	
(国道16号、 20号除く)	南区	南土木事務所	
	緑区(旧市内)	   緑土木事務所	
	ハ (旧城山町)		
	ハ (旧津久井町)	<b>*</b> • • • •	
	ハ (旧相模湖町)	津久井   土木事務所	
	ハ (旧藤野町)	2-1-9-32//	
開発による道路に接	<b>開発調整課</b>		
4号道路又は位置指別	建築審査課		
建築物に都市計画道	都市計画課		

- 道路の種別がわからない場合、窓口のタッチパネルの 指定道路図、市のホームページ【さがみはら地図情報】 (旧4町除く)又は窓口備え付けの図面でお調べください。
- 道路番号や道路の許可等の番号・日付は配置図(図面、 概要書共に)に明記してください。
- 公道の場合、道路台帳平面図(境界確定図)の写しを 添付すれば持ちまわり不要です。

## 2 申請する物件が、次のいずれかに該当していませんか?

敷地に区域区分(市街化区域と市街化調整区域)、用途地域の境界がかかる(近接している)場合				
敷地に都市施設(道路、河川等)がかかる(近接し	都市計画課			
地区計画区域内の建築				
	• 南区相南1~4丁目 • 南区東林間6~8丁目	都市整備課		
土地区画整理事業 区域 (整備済を除く)	・南区当麻字溝之内の一部・字花ヶ谷戸の一部 ・中央区田名字花ヶ谷戸の一部・中央区田名塩田1丁目の一部	都市整備課		
(Emp) Sin ()	・南区新磯野字磯部向出口の一部・字磯部出口の一部 ・南区麻溝台字にの原の一部	麻溝台•新磯野 地区整備事務所		
屋外広告物、相模原市景観条例に係る建築物等	建築政策課			
建築基準法に基づく許可、認定(仮設建築物許可、法43条・48条許可、一団地認定等)				

## ◎ 許可や届出など事前の調整はお済みですか? ◎

審議カードへの書き込みは不要ですが、建築確認の前に許可や届出等が必要となることがあります。事前に調整願います。

市街化調整区域内の計画						
市街化区域内で敷地面積が500m以上の場合 ※1						
相模湖津久井都市計画区域内で敷地面積が1,000㎡以上の場合 ※1 <b>開発調整課</b>						
都市計画区域外で敷地面積が10,000㎡以上の場合 ※1						
開発事業基準条例等の事前協議の対象となる規模の場合(都市計画法29条の許可対象を除く)						
建築協定区域					都市計画課	
看板				建築政策課		
土砂災害特別警戒区域				神奈川県※2		
災害危険区域	上鶴間・古淵・与瀬・与瀬横道・久保沢・稲生・根小屋・寸沢嵐・牧野の各地区				神水川朱次乙	
商業地形成事業区域 (まちづくり協定)	(中心商業地)橋本駅周辺地区・相模原駅周辺地区・相模大野駅周辺地区					
	(地区中心商業地)淵野辺地区・上溝地区・小田急相模原地区・東林間地区・古淵地区				産業・雇用対策課	
	(近隣商業地) 若松地区•相武台地区•南橋本地区•相原二本松地区					
埋蔵文化財に関わる届出区域				文化財保護課		
指定下水道工事店の確認及び排水設備新設等確認申請等			下水道保全課(旧市内)又は	聿久井下水道事務所	(旧4町内)	
河川区域、河川保全区域、砂防指定地 河川課、神奈川県※又は東京都南多摩東部建設事務所						
建売住宅等で隣接して5戸以上申請する場合 <b>津久井クリーンセンター、橋本台環境事業所又は麻溝台環境事業所</b>						

東京電力神奈川支店相模原支社送電保守グループ

- ※1 申請敷地の周辺に申請者と同一人が所有する空地がある場合、当該空地面積と申請敷地面積の合計。
- ※2 窓口は神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター

送電線付近